「社会福祉法人軽減市町村助成費請求明細書」 Excelファイル入力上の留意点

1 全般的留意事項

- (1) 当該明細書は、サービス種類ごとに作成してください。例えば、A事業所が訪問 介護のサービスと通所介護のサービスにおいて社福軽減事業を行っている場合、明 細書はA事業所について、訪問介護の分と通所介護の分の合計2枚作成することと なります。
- (2) また当該明細書は、保険者ごとに作成してください。例えば、A事業所において、 B市とC町の軽減対象者の利用があった場合、明細書はA事業所について、B市の 分とC町の分の合計2枚作成することとなります。(1)のように複数のサービス を実施している場合は、サービスごとに保険者別に明細書を作成して下さい。
 (例:訪問介護でB市とC町の明細書、通所介護でB市とC町の明細書(合計4枚)) なお、例えばA事業所においてD町の利用者がいたとして、この利用者が軽減対

象者でない場合は、D町の明細書の作成は必要ありません。

- (3) Excel ファイルに入力する際、上段の「法人種別」、「対象サービス」をコンボボ ックスから選択した後、必要事項、実績を入力してください。その際、水色の欄の み入力してください。白い欄については自動計算されますので、入力しないでくだ さい。
 - ※ 当該明細書の作成は、必ず最新の様式を使用してください。 通常サービスと、食費・居住費を分けて入力するようになっています。
 - ※「<u>事業所状況欄」の利用者負担額(通常サービスと、食費・居住費についての、</u> サービス利用者全員からの徴収額)についてですが、軽減対象者がいない月であっ ても、必ず入力してください。

入力されていないと、正しく市町村請求額が出力されません。

- 2 『サービス年月ごとの状況』
- (1) サービス年月ごとに軽減総額等を入力してください。
- (2) 「①利用者負担総額」欄と「③軽減額」欄については自動計算されますので、入 力しないでください。「通常サービス」欄と「食費・居住費」欄の合計金額が表示 されます。

「利用者」・・・貴事業所の当該サービスを利用する全ての利用者 「通常サービス」・・・利用者自己負担分(サービス費用の1割) 「通常サービス」「食費・居住費」・・・軽減事業対象者については軽減前の額

- (3) 「②軽減総額」欄については、この額と、各市町村別の介護給付費明細書の、 「市町村軽減額欄」の「③軽減額」の合計額と一致するようにしてください。
- (4) 右側の「市町村軽減額欄」(「軽減件数」及び「③軽減額」を入力する欄)については、当該月の軽減件数及び軽減総額のうち、その助成費を請求する市町村分の 軽減件数及び軽減額を入力してください。
- 3 『年次請求額集計欄』
- (1) 全ての欄において自動計算されますので、入力しないでください。
- (2) 「事業所状況欄」の「⑥事業所負担」欄の金額については、欄外の「⑥事業所負担の計算式」に基づいて計算されます。
- (3) 「⑦市町村助成費」欄の金額が、貴事業所における当該サービスの、全市町村からの助成費の合計になります。ただし、計算の都合上、数円の誤差がある場合があります。
- (4) 「市町村請求欄」の「助成請求額」が、貴事業所における、当該サービスの市町
 村に対する助成費請求額となります。

なお、実際の請求額については、各市町村の定めにより端数処理が行われる場合 があります。

- (5) 計算式の都合上、請求額がマイナスになる場合があります。この場合は、0円と 同等に扱います。
- 4 『市町村の状況 (参考)』
- (1) 保険者ごとに軽減額等を入力してください。
- (2) 「市町村比率(%)」欄及び「助成費請求額」欄については自動計算されますので、入力しないでください。
- ※ 送付した事務連絡に、明細書様式の掲載場所を記しておりますが、どうしても掲載 場所が見つからない場合は、県長寿いきがい課へご連絡ください。